

広情個審第119号
令和2年3月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和元年10月24日付け広企公第30号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第313号事案）

答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

【請問事案】

令和元年10月24日付け広企公第30号の請問事案（請問第313号事案）

平成31年4月5日付け及び同月6日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月22日付け広企公第14号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年5月22日付け審査請求（同年7月5日受理）

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件開示請求について、実施機関が行った「公文書不存在通知」の「処分を取り消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

市職員の日本語の読み解力並びに表現力不足について当方が補うものではない。

請求する文書に記述した内容の行政行為を行った事実があり、その行政行為の正当性を裏付ける資料の提供を求めたものである。

当方が受け取った市教委もしくは市から受領した書面中に意味不明の文言（本件、請求した公文書欄に示す）、いわゆる駄文が記された文章では当方が理解できようはずはない。

以上を踏まえ、存在であろうはずがない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張及び審査会での説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 請求人は、別紙の1から22までの開示を求めているが、それについて実施機関は次のとおり考えている。
- (2) 別紙の1から4まで、7から9まで、15から17まで及び19から22までは、開示請求者が公文書開示請求書の受領日、受付日、受付枚数、書面作成日、書面件数等を承知しておかなければならぬ根拠等の開示を求めるものであるが、これらは開示請求を行った者であれば当然知っている情報であることから、そのような文書は作成していない。
- (3) 別紙の5は、平成31年4月2日付けの補正要求書には「計440件を1件として平成31年3月29日に受け付けています。」と記載しているのに対し、同月3日付けの補正要求書には「計431件を1件として平成31年3月22日に受け付けています。」と記載していることを踏まえ、この2つの受付日が異なっている根拠等の開示を求めるものと解されるが、いずれも文書の受付日であり、発送日ではないことから、そのような文書は存在しない。
- (4) 別紙の6及び18は、実施機関が複数の公文書開示請求書を1件として受け付けた根拠等の開示を求めるものであるが、複数の請求書が提出された場合は、その内容に応じて、個別に、又は合わせて受け付けてはいるが、この扱いについて文書で定めたものはない。
- (5) 別紙の10は、公文書開示請求書の提出日、作成日及び通数の3点の情報で文書特定及び文書の切り分けができると考える根拠等の開示を求めるものであるが、これらは開示請求を行った者であれば当然知っている情報であることから、そのような文書は存在しない。
- (6) 別紙の11は、平成31年3月22日に受け付けた公文書開示請求書に対し、同月29日及び同年4月3日に補正要求がされていることについて、事務処理の間が経過した必要性の根拠等の開示を求めるものであるが、同年3月29日付けの補正要求に対して提出された文書は内容が不明なものであったことから、再度、同年4月3日に補正要求が行われたものであるため、そのような文書は存在しない。
- (7) 別紙の12は、平成31年3月22日に受け付けた公文書開示請求書に対し、同月29日及び同年4月3日の2回に分けて補正要求がされていることについて、2つの群に別けた根拠等の開示を求めるものであるが、前記(6)のとおり、2つの群に分けて補正要求を行ったものではないことから、そのような文書は存在しない。
- (8) 別紙の13及び14は、発送作業の委任に関する根拠等の開示を求めるものであるが、補正要求等の発送作業は委託していないことから、そのような文書は存在しない。
- (9) 以上のことから、請求の対象となっている公文書を保有していないため、請求人の主張には理由がないと考える。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

別紙の1から22までの開示を求める本件開示請求に対し、請求の対象となっている公文書をいずれも保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

番号	請求する公文書の件名又は内容
1	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、受領日と推認される記述があるが、その受領日を当方が承知しておかなければならぬと広島市教育委員会が理解した根拠の一切
2	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付日を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
3	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付枚数及び受付日を関連付けつながりをもった情報として当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
4	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付枚数を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
5	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館が受領したと推認される記述があるが、同種別件の補正指示書では発送日と推認される記述になっており、その記述の差異があることは明白で当然にその差異については客観的、合理性のある理由が存在するものと思料することろであり、それらの権限ならびに根拠の一切
6	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、「数枚を1件とした」との趣旨で記述あるが、通常枚数と件数は等しいものではなく、1件とすることが適法かつ適切な事務とする権限ならびに根拠の一切 また、枚数と件数は同種の物ではないことは自明であるが、同種でないものの単位互換を行うことが適切な事務とする権限ならびに根拠の一切 さらに日付の違うものを一件とすることが適法かつ適切な事務とする権限ならびに根拠の一切
7	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、開示請求書を送付した後においても、書面作成日および書面件数を関連付けつながりをもった情報として承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
8	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、開示請求書を送付した後においても、書面作成日を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
9	2019年4月4日に当方が受け付けた書面のうち一通において、開示請求書を送付した後においても、書面件数を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
10	2019年3月30日及び同年4月5日に当方が受け付けた書面において、同年3月20日に当方から差し出されたと推認される記述と当方の文書作成日ならびにその通数が併せて記述がなされているが、この3点の情報で文書特定ならびに文書の切り分けができると考える、適法かつ適切もしくは客観的、合理性のある事務とする権限ならびに根拠の一切
11	2019年3月30日及び同年4月5日に当方が受け付けた書面において、同年3月20日に当方から差し出されたと推認される記述並びに当方の文書作成日、その通数が併せて記述がなされているが、同時に受け付けた市教委が述べる相通数862件の補正指示について、3月30日および4月5日と5日間も事務処理の間が経過する必要があったかについて、適法かつ適切もしくは客観的、合理性のある事務とする権限ならびに根拠の一切

番号	請求する公文書の件名又は内容
12	2019年3月30日及び同年4月5日に当方が受け付けた書面において、同年3月20日に当方から差し出されたと推認される記述並びに当方の文書作成日、その通数が併せて記述がなされているが、市教委が述べる相通数862通を2つの群に別ける理由について、適法かつ適切もしくは客観的、合理性のある事務とする権限ならびに根拠の一切
13	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、発送日と推認される記述があるが、その発送等作業を委任してはならないとする権限ならびに根拠の一切
14	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、発送日と推認される記述があるが、その発送作業を委任せしむと広島市教育委員会が考へた根拠の一切
15	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、発送日と推認される記述があるが、その発送日を当方が承知しておかなければならぬと広島市教育委員会が理解した根拠の一切
16	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、開示請求書を送付した後においても、書面作成日を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
17	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、開示請求書を送付した後においても、書面作成日及び書面件数を関連付けつながりをもつた情報として承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
18	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、「数枚を1件とした」との趣旨で記述あるが、通常枚数と件数は等しいものではなく、1件とすることが適法かつ適切な事務とする権限ならびに根拠の一切 また、枚数と件数は同種の物ではないことは自明であるが、同種でないものの単位互換を行うことが適切な事務とする権限ならびに根拠の一切 さらに日付の違うものを一件とすることが適法かつ適切な事務とする権限ならびに根拠の一切
19	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付枚数及び受付日を関連付けつながりをもつた情報として当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
20	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付枚数を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
21	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付枚数及び受付日を関連付けつながりを持った情報として当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限
22	2019年4月5日に当方が受け付けた書面のうち一通において、公文書館の受付日を当方が承知しておかなければならぬとする根拠並びに権限

別紙1

審査会の処理経過

年月日	処理内容
R1.10.24	広企公第30号の諮問を受理 (諮問第313号で受理)
R1.11.15 (第1回審査会)	第1部会で審議
R1.12.20 (第2回審査会)	第1部会で審議
R2.1.17 (第3回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授